

平成 25 年 2 月 1 日

東 奥 信 用 金 庫

## 金融円滑化法の期限到来後の当金庫の取組みについて

東奥信用金庫では、地域の中小企業および個人のお客様が必要とする資金を安定して供給し、地域経済の発展に寄与することが当金庫の最も重要な社会的使命として取組んでまいりました。

中小企業円滑化法は平成 25 年 3 月末をもって期限が到来いたしますが、当金庫では、期限到来後におきましても金融円滑化への取組方針を継続し、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。

お客様からのご相談等につきましても従来どおり真摯に取り組むとともに、柔軟な対応に努めてまいりますので、全店舗に設置しております「金融円滑化ご相談窓口」までお気軽にご相談くださいますようお願い申し上げます。